2　契約者は、特定調達契約につき一般競争に参加する者から入札書が前項の規定による資格取得のための審査の終了前に提出された場合において、前条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

（郵便等による入札）

第７条　契約者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（入札説明書の交付）

第８条　契約者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

⑴　第５条の規定により公告をするものとされている事項（ただし、第５条第１項第７号に掲げる事項を除く。）

⑵　調達をする物品等及び特定役務の仕様その他の明細

⑶　開札に立ち合う者に関する事項

⑷　契約者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

⑸　契約の手続において使用する言語

⑹　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

⑺　その他必要な事項

（随意契約によることができる場合）

第９条　特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

⑴　一般競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結にあたって実質的に修正されないことを条件とする。

⑵　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等、若しくは特定役務又は芸術的な理由により競争が存在しない物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

⑶　既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

⑷　研究所の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合。

⑸　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で、当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

⑹　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達する場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第５条の公告においてこの号の規定により、同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

⑺　緊急の必要により競争に付することができない場合。

⑻　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。

（落札者の決定に関する通知等）

第10条　契約者は、特定調達契約につき一般競争に付した場合において落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2　契約者は、特定調達契約につき一般競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

⑴　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

⑵　契約者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

⑶　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

⑷　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

⑸　落札金額又は随意契約に係る契約金額

⑹　契約の相手方を決定した手続

⑺　一般競争によることとした場合には第５条の規定による公告を行った日

⑻　随意契約による場合にはその理由

⑼　その他必要な事項

（一般競争に関する記録）

第11条　契約者は、特定調達契約につき一般競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。

⑴　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

⑵　入札者の申込みに係る価格

⑶　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

⑸　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第12条　契約者は、特定調達契約につき随意契約によった場合は、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し保管するものとする。

（苦情の処理）

第13条　契約者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情、その他特定調達契約に係る苦情の処理を行うものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第14条　契約者は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。

附　則　（平成13年４月１日　理事長達第12号）

この規定は平成13年４月１日から施行する。

附　則　（平成14年11月19日　理事長達第８号）

この改正規定は平成14年11月30日から施行する。

附　則　（平成26年２月24日　理事長達第４号）

1　この改正規定は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2　この改正規定は、この改正規定の施行の日前において行われた公示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年 3 月 31 日

国立大学法人北見工業大学